

第3節 〈特集②〉新たな高齢社会対策大綱の策定について

高齢社会対策大綱（以下本節において「大綱」という。）は、高齢社会対策基本法（以下本節において「基本法」という。）第6条に基づき政府が策定する、政府の高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針である。近年の様々な経済社会情勢の変化等を踏まえ、新たな大綱が令和6年9月13日に閣議決定された。本節では、大綱策定に至るまでの経緯、大綱に盛り込まれた主な施策の内容等について紹介する。

1 課題認識^{（注2）}

我が国の高齢化率が上昇の一途をたどる中、近年、経済社会における様々な変化が急速に進んでいる。高齢化率が上昇する一方で、生産年齢人口は減少を続けており、令和22年までに約1,200万人の減少が見込まれるなど、様々な分野において担い手の不足や高齢化が懸念されている。

一方、平均寿命の延伸や高齢期における体力的な若返りが指摘される中、65歳以上の就業者数・就業率、社会活動への参加割合は上昇傾向にある。

健康・福祉分野に目を向けると、要介護者等の増加に伴い、介護職員必要数の増加が見込まれているほか、介護離職者や認知症の高齢者等の増加による影響等も懸念されている。

生活環境の分野では、更なる高齢化、未婚化、単身世帯化の進行を背景に、令和22年には一人暮らしの高齢者が約1,041万人にまで達する見込みであること、また、高齢者の入居に対し、賃貸人（大家等）の約7割が拒否感を有していること、交通事故死者数や特殊詐欺被害者に占める65歳以上の割合が高いこと等が懸念され

ている。

（注2） 第1回高齢社会対策大綱の策定のための検討会（令和6年2月15日開催）資料5を基に記載しており、必ずしも本書刊行時点での最新の数値とは一致しない。

2 新たな大綱策定に向けた検討

こうした状況変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築していく観点から、令和6年2月13日の高齢社会対策会議において、同年夏頃を目途に新たな大綱の案の作成を行うことを決定した。

これを踏まえ、新たな大綱の案の作成に資するため、内閣府特命担当大臣決定により、有識者を構成員とする「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」（座長：柳川範之東京大学大学院経済学研究科教授）（以下本節において「検討会」という。）を開催することとした（図2-3-1）。

検討会においては、

- ・加齢とともに、同じ年齢層の中でも身体機能や認知機能の程度にはグラデーションがあることから、個々人の実態を踏まえてきめ細かな施策を行うことが必要であること
- ・年を重ねて心身に余裕がなくなっても、モザイク就労^{（注3）}などで活躍し続けられることが重要であること
- ・加齢に伴い認知機能が低下しても、高齢者が自立して金融・経済活動を続けられるとともに、地域包括ケア等必要な支援につなげられるよう、金融・福祉等が連携し、社会で支援する体制の検討が必要であること
- ・地域における居住支援の体制について、住

図 2-3-1 高齢社会対策大綱の策定のための検討会（概要）

新たな高齢社会対策大綱の策定について

背景

- 高齢社会対策基本法に基づき、政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めることとされている。現行の高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）においては、「経済社会情勢の変化等を踏まえておおむね5年を目途に必要があると認めるときに、見直しを行うもの」とされている。
- 少子高齢化の更なる進行、健康寿命や平均寿命の延伸、高齢者の単身世帯の増加といった様々な変化に伴う社会課題に適切に対処し、持続可能な経済社会を構築するための変革を進めていく必要があることから、令和6年2月13日の高齢社会対策会議において、新たな大綱の案の作成を行うこと等を決定。
- これを踏まえ、新たな大綱の案の作成に資するため、有識者により構成される「高齢社会対策大綱の策定のための検討会」を開催し、今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢や、重点的に取り組むべき施策等について議論。

高齢社会対策大綱の策定のための検討会

<検討事項>

- (1) 現行の高齢社会対策大綱に基づく施策の進捗状況の把握
- (2) 今後の高齢社会対策の推進に当たっての基本姿勢
- (3) 高齢化の現状を踏まえた重点的に取り組むべき施策
- (4) その他高齢社会対策大綱の作成に資するために必要な事項

<開催実績>

令和6年

- 2月15日 第1回
高齢社会をめぐる現下の情勢について 等
- 3月21日 第2回
高齢者の活躍について①（就業・所得、社会参加等）
- 4月3日 第3回
高齢者の活躍について②（就業・所得、学習・社会参加）、健康・福祉について
- 4月15日 第4回
高齢社会における安全・安心な生活環境の整備について
- 5月20日 第5回
高齢社会における生活環境、研究開発、国際貢献等について
- 6月5日 第6回
地域における高齢者の移動ニーズへの対応について
これまでの議論を踏まえた意見の整理について
- 7月17日 第7回
報告書素案について
- 8月5日 第8回
報告書（案）について ※取りまとめ

<構成員（五十音順）> ※◎は座長

<敬称略>

飯島 勝矢	東京大学高齢社会総合研究機構 機構長 未来ビジョン研究センター教授
猪熊 律子	読売新聞東京本社編集委員
大空 幸星	特定非営利活動法人あなたのいばしょ理事長
大月 敏雄	東京大学大学院工学系研究科教授
権丈 善一	慶應義塾大学商学部教授
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
澤岡 詩野	東海大学健康学部健康マネジメント学科准教授
楢山 敦	一橋大学大学院ソーシャル・データサイエンス研究科教授 東京大学先端科学技術研究センター特任教授
藤波 美帆	千葉経済大学経済学部准教授
藤森 克彦	日本福祉大学教授 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社主席研究員
御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役
◎柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
若宮 正子	一般社団法人メロウ倶楽部理事

宅だけでなく、医療や福祉、相続等の別の分野の相談にも必要に応じてつなげるようにしておくことが重要であること

- ・加齢に伴い、誰もが難聴となり得る中、難聴が離職のきっかけや認知症のリスク要因となっていることを踏まえ、地域や職場における理解の促進等の対策を進めていくことが重要であること

等、様々な意見が挙げられた。こうした観点も踏まえ、令和6年8月に取りまとめられた「高齢社会対策大綱の策定のための検討会報告書」（以下本節において「報告書」という。）におい

ては、政府が高齢社会対策を推進するにあたっての基本的考え方として、①年齢に関わりなく、希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築、②高齢期の一人暮らしの人の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築、③加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築、の3点が掲げられた。

（注3） 地域の様々な活動について、1人分の業務や作業等を分解し、個々人の知識・経験、関心、都合（時間・場所等）等に応じて、複数の人で柔軟に分担すること。